

平成 22 年 6 月 22 日現在

研究種目：基盤研究（A）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18203019
 研究課題名（和文） 地場産業における知的財産対応に係る自治体政策形成に関する実証研究
 研究課題名（英文） Empirical Study on the Local Governments Policy Planning Process
 Concerning the Intellectual Property Strategy in Local Industries
 研究代表者
 岡本 薫（Kaoru Okamoto）
 政策研究大学院大学・政策研究科・教授
 研究者番号：30432074

研究成果の概要（和文）：

本研究では、自治体が知財政策を行うことの根拠と範囲を理論的に検討した。次いで、全国自治体での知財政策の実施状況に関する実態を調査し、様々な知財政策による政策効果を実証的に分析した。さらに産学連携等の NW 構築や複合用途の高密度集積による生産性の増進効果を解明した。これらの分析を通じて、知財関連法制度の改善課題を明らかにしたうえで、自治体にとって有益なツールとなる知財政策の効果計測手法を開発した。

研究成果の概要（英文）：

This research examined theoretically the basis and appropriate range of intellectual property policies performed by local government. Subsequently, the actual condition about the enforcement of the intellectual property policies in local government was investigated, and the policy effects by various intellectual property policies were analyzed positively. Furthermore, the enhancement effect of the productivity by NW construction of industry-university cooperation etc. or high-density land use of mixed use was revealed. After clarifying the improvement subject of intellectual property related legal system through these analyses, the effect measurement method of the intellectual property policies used as a tool useful for local government was developed.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|---------|------------|-----------|------------|
| 2006 年度 | 9,600,000 | 2,880,000 | 12,480,000 |
| 2007 年度 | 8,600,000 | 2,580,000 | 11,180,000 |
| 2008 年度 | 8,100,000 | 2,430,000 | 10,530,000 |
| 2009 年度 | 5,200,000 | 1,560,000 | 6,760,000 |
| 年度 | | | |
| 総計 | 31,500,000 | 9,450,000 | 40,950,000 |

研究分野：教育政策

科研費の分科・細目：経済政策

キーワード：知的財産、産業政策、法と経済学、ヘドニック法、地方分権

1. 研究開始当初の背景

| (1) 政策分析の課題

知的財産に対する政府の関与・介入に関しては、多くの理論的・実証的研究課題が残されている。

知財保護に関するトレードオフ……知財保護とは、政府による人為的な独占状態の創出である。その保護を強化することは、優れた発明や著作を生み出す動機付けを知財生産者に対して与え、その限りでは社会を豊かにする。しかしながら独占市場では、死荷重が発生する。正の効果を最大限発揮させつつ負の効果を極小化するための条件は、解明されていない。

知財生産に係るセクター間の役割分担……基礎技術開発は、外部経済効果を有する。しかしながら、直ちに政府が直接に技術開発を担うことを正当化する根拠にはならない。民間企業に対する政府補助という手段もある。技術開発分野に応じた適切な役割分担や補助の程度は解明されていない。

技術開発支援に係る国と地方の役割分担……基礎技術開発は、消費における排除不可能性及び排他性という純粋公共財としての性格を有するため、本来、国が実施すべき政策である。にもかかわらず、今日では、地方自治体も積極的な支援施策を展開している。その理論的根拠は、明確ではないし、その効果の実証分析もなされていない。

(2) 背景

本研究は、このような研究課題の中で、特に地方自治体に着目する。現在、多くの地方自治体が、公立大学を含む公共研究機関による技術開発・移転、産官学連携のためのコーディネートや地域クラスター形成支援、ベンチャー等創業支援のための税・融資・補助、特許権の取得や保護等、知財実施のためのコンサルティング等を積極的に展開し、多額の公金と多数の人員を投入している。

しかしながら広範・多岐に亘るこれら政策に関しては、公的介入の理論的根拠もなく、効果の実証分析もない。このため厳しい財政制約の中、予算措置困難等の理由により、必要な施策の展開ができない場合がある。その一方で、「知財ブーム」の下、過剰な市場介入・公金投入により、むしろ企業活力を阻害している場合も伺える。

2. 研究の目的

本研究は、これら自治体による取り組みを「自治体知財政策」と呼び、自治体が知財政策を行うことが何故必要なのか、どこまで行うことが適切なのかに関する理論検討を行う。次いで、全国地方自治団体における知財政策の実施状況に関する詳細な実態調査を行ったうえで、様々な知財政策を実施した場合の政策効果を実証的に分析する。くわえて、これら施策による直接効果のみならず、地域における産産・産学連携等の NW 構築や、都

市中心部における複合用途の高密度集積が都市型知財産業のインキュベーションを通じてもたらす地域生産性の増進効果を解明する。

これらの分析を通じて、地方自治体の知財を取り巻く制度・システムの問題点を抽出し、改善方策についての法制度設計を行うとともに、自治体が知財政策に取り組む際に、施策の妥当性・有効性を検証するためのツールとしての効果計測手法を開発することを目的として、本研究を実施した。

3. 研究方法

(1)自治体知財政策の法と経済学的分析

国ではなく地方自治体が、各政策を通じて市場に介入し、公的資金投入等を行うことの根拠及び妥当性を、実態調査を踏まえつつ、法と経済学の理論から検証する。

(2)自治体知財施策実施状況・実態調査

都道府県及び主要都市を対象として、特許・実用新案・意匠・商標権等に係る知財施策につき、制度整備状況、人員配置、予算、成果等について、アンケート調査及び統計データ収集により、実態調査する。

(3)自治体知財政策による効果の実証分析

(1)による実態データ分析から、知財戦略策定、新規開業・ベンチャー支援、地域団体商標の活用、植物新品種開発・活用等の費用・便益を分析することにより、政策効果分析の実証分析を行う。

(4)知財による地域生産性増進効果の分析

新事業・新産業創出の環境整備を目的とした産業クラスター計画に取り組む地域を対象として、産学・産産・異業種連携の NW 構築が、研究開発、特許出願、新商品開発、新サービス提供等のパフォーマンス向上に与える効果を分析する。

高度集積による知財産業振興効果

都市中心部における複合用途の高密度集積を実現する再開発事業の収益性を分析することにより、都市型知財産業のインキュベータ機能による産業振興効果を計測する。くわえて、再開発法制改善による収益性増進効果を解明する。

(5)知財政策の法制度設計

以上の成果を踏まえ、自治体知財政策の推進課題をとりまとめるとともに、法制度改善課題を抽出する。

4. 研究成果

(1)自治体知財政策に関する法と経済分析

中央政府ではなく地方自治体が知財政策を実施することの根拠として、地域固有の商品に関する技術開発が地方公共財としての性格を有すること、弁理士、弁護士等の資格制度や、借家法制・担保執行法制に不備があり、その歪みを相殺するためにも、知財実施に関するコンサルティング、オフィス提

供など、創業支援融資等施策が要請されていることを解明した。

(2)自治体知財政策による効果の実証分析

都道府県等を対象としたアンケート調査等により、地財施策実施状況を実態調査するとともに、政策効果等についての分析を行った。

都道府県における知財戦略策定効果分析

都道府県における知財戦略は、知的財産権の創造、保護、活用を推進し、地方経済を活性化させることを目的として策定される。実態調査によると、2006年までに22都道府県が策定していた。またその時点で15県が、今後、策定予定としていた。

こうした地方自治体の知的財産戦略が、特許出願数、商標出願数にどのような影響を与えたか、Difference in Differences Analysisを用いて分析した結果、次の結果を得た。第一に、知的財産戦略を策定した都道府県の特許出願数及び商標出願数には、統計的に有意な上昇が見られた。第二に、知的財産推進戦略を策定した年度ごとに都道府県を分けて計画の効果を推計したところ、2003年度に知的財産推進計画を策定した都道府県のみで有意に特許出願数・商標出願数が増加することが確認された。この結果は、先進的な都道府県のみで知的財産推進計画が効果を持つことを意味し、必ずしもすべての都道府県で知的財産推進計画が効果を持つとは限らないことを示唆する。

新規開業・ベンチャー支援施策の効果分析

特に新規開業支援、ベンチャー育成を目的とした融資及びインキュベート・オフィス提供は、すべての都道府県が積極的に推進している。しかしながら、これら創業融資や補助の増大は、新規開業数の増大に寄与していないことを明らかにした。

地域団体商標活用施策の効果分析

地方公共団体における流通チャネル整備等、地域団体登録商品を活用した地域ブランド戦略等について事例調査を行うとともに、商品の生産・流通に関する実態データを収集・分析した。この結果、例えば東京中央卸売市場における和牛取扱量(2006年度)は、地域団体商標登録県では重量、金額とも12%増を示したが、その他都道府県では、重量2.5%増、価格1.8%増に留まっている等、地域団体商標の活用効果を明らかにした。

植物新品種開発・活用施策の効果分析

植物新品種に関する県外許諾に関しては、県内生産者数及び品種特性に応じて判断していること等を明らかにした。例えばいちごの新品種に関しては、従来「あまおう」(福岡県)のように県外許諾を認めていなかったが、「さがほのか」(佐賀県)で県外特許を実施(2003年)したところ、全国シェアは9.2%

(2005年)から12.9%(2006年)へと増大した。

(3)知財による地域生産性増進効果の分析 地域クラスターにおける産産連携等NW構築効果の分析

地域における産学・産産・異種連携のNW構築を通じて、新事業・新産業を生み出す環境を整備する産業クラスター計画に取り組む地域を対象として、研究開発、特許出願、新商品開発、新サービス提供等のパフォーマンス向上に与える要因分析を行った。この結果、産産連携(具体的には事業連携実施企業)比率が1%ポイント増大すると、新規研究開発実施企業比率が0.79%ポイント、特許出願企業比率が0.48%ポイント、新規商品化・製品化企業比率が0.76%ポイントそれぞれ増大し、有意な効果があることが示された。一方、産学連携に関しては、いずれも有意な影響を与えないことが示された。

高度集積による知財産業振興効果

都市中心部がITやコンテンツ産業など都市型知財産業のインキュベータとして機能するためには、複合用途の高密度集積が必要となる。これら複合集積を実現する市街地再開発事業は、現行法制度のもとでは、地権者による全員同意が実質的に求められるため権利調整費用が高額化すること及び借家人保護制度のため借家人対策が困難なことから、収益性が低下している。これら法制度の改善がなされれば、再開発事業の収益は42%増大することを解明した。

このように再開発が推進され、都市型知財産業等が高密度に集積することが、税収増を通じて、財政改善にも寄与する。ケーススタディにより、敷地面積の107,400㎡の工場跡地で行われる複合用途開発による自治体にとっての事業収支を試算したところ、60年間の累積収支(現在価値)は、都道府県で+3億4160万円、市町村で+5820万円となり、財政収支にプラスの影響を与えることを明らかにした。

ただし高密度集積は、高層建築を通じて周囲の眺望、日照等を悪化させ、また自動車発生集中交通量増大による渋滞を通じて騒音等被害をもたらす。ある地方中核都市の中心市街地で地価(相続税路線価)データを収集し、その説明要因について分析したところ、南側の天空遮蔽率が10%増大すると地価は4%下落、昼間12時間騒音が10dB増大すると地価は12%下落、電線が地中化されると地価が5%上昇することを明らかにした。なお地方都市における3階建迄の建物が5棟立地した面積2,300㎡の地区が、地上13階のマンション(1階部分は店舗・駐車場等)に建替えられた事業を対象にケーススタディした結果、その社会的便益・費用を、景観改善効果(電線地中化)・悪化影響(天空遮蔽

率の増大) 環境負荷増大影響(発生集中交通による騒音増大)を含めて事後的に推計したところ、便益が45.7億円、費用が27.2億円であること、事業の有無による税収支累計の差額は約6,300万円黒字であることを解明した。

(4) 知財政策の法制度設計

以上の成果を踏まえ、自治体知財政策の改善課題をとりまとめるとともに、法制度改善課題を抽出した。特に知財を取り巻く制度改善課題として、新規開業を阻害する借家制度の改善による賃貸オフィス市場の円滑化のため、正当事由を具備要件を客観化するための金銭支払基準を策定するとともに、企業融資活性化のための担保・執行法制改善を目的とした非司法競売導入スキームを構築した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

福井秀夫「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用関係について」自治研究、査読有、86巻2号、2009年、pp.36~46

福井秀夫「行政事件訴訟法37条の4による差止めの訴えの要件 - 土地収用法による事業認定を素材として」自治研究、査読有、85巻10号、2009年、pp.39~64

久米良昭「解雇規制正当化論の再検討」経済セミナー645号、査読無、2009年、pp57~65

福井秀夫「マンション建替え・管理の法と経済分析」自治研究、査読有、84巻12号、2008年、pp35~67

久米良昭「「居住継続保護」は「居住」を保護しない」都市住宅学会誌、査読無、58号、2007年、pp43~49

福井秀夫・久米良昭「民間競売の法と経済分析(1)~(10完)」税務経理、査読無、8802、8803、8804、8806、8809、8812、8813、8814、8815、8816号、2008年

福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」地財信託について 中央知的財産研究所 研究報告、査読無、21号、2007年、pp45~58

久米良昭「非司法競売の経済分施 - 米国での利用実態と日本での制度導入の提案 - 」日本不動産学会誌、査読無、20巻3号、2006年、pp108~116

久米良昭「判例における借家立退料評価に関する実証分析」資産評価政策学、査読無、12号、2006年、pp11~25

福井秀夫「地方自治体による市場化テスト」自治体法務NAVI、査読無、15号、2006年、pp2~6

福井秀夫「知的財産権は有体物と何が違う

のか - 独占権付与の経済分析」経済セミナー、査読無、619号、2006年、pp96~107

福井秀夫「解雇規制は誰を保護するのか - 完備契約と不完備契約」経済セミナー616号、査読無、2006年、pp101~111

[学会発表](計2件)

久米良昭「金融システム機器からの教訓：今後のわが国の住宅市場の行き先」(社)都市住宅学会公開市民フォーラム(パネルディスカッション)、2009年5月29日、住宅金融支援機構す・まいるホール

福井秀夫「200年住宅とは何か」(社)都市住宅学会公開市民フォーラム(パネルディスカッション)、2008年5月27日、住宅金融支援機構す・まいるホール

[図書](計11件)

岡本薫「国際条約と日本国著作権法」紋谷暢男(編)『JASRAC概論』第6章所収、2009年、日本評論社、193-228頁(全298頁)

Kume, Yoshiaki, Empirical Analysis of the Evaluation of Judicial Precedents of Compensation Fees for the Surrendering of Lease Premises in "New Frontiers in Urban Analysis: In Honor of Atsuyuki Okabe", CRC Pr I Llc, 2009, pp.85~114

福井秀夫『「日本型非司法競売の法と経済分析」(『民事法学への挑戦と新たな構築 鈴木祿弥先生追悼論文集』)』創文社、2009年、pp967~1019

岡本薫『Ph.P手法によるマネジメントプロセス分析 国・自治体・企業・団体・学校などあらゆる組織のガバナンスのための方法論』商事法務、2008年、p202

岡本薫『教師のための「クラス・マネジメント」入門 プロのイニシアティブによる改革に向けて』日本標準、2008年、p199

岡本薫『世間さまが許さない! 「日本のモラリズム」対「自由と民主主義」』筑摩書房、2008年、p238

岡本薫『著作権とのつきあい方 活字文化・出版関係者のために』商事法務、2007年、p234

福井秀夫『ケースからはじめよう法と経済学 法の隠れた機能を知る』日本評論社、2007年、p277

福井秀夫『司法政策の法と経済学』日本評論社、2006年、p278

福井秀夫・久米良昭ほか『脱格差社会と雇用法制 - 法と経済学で考える』日本評論社、2006年、p245

岡本薫『日本を滅ぼす教育論議』講談社、2006年、p237

(全215頁)

[産業財産権]

出願状況（計0件）
特になし

取得状況（計0件）
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡本 薫 (Kaoru Okamoto)
政策研究大学院大学・政策研究科・教授
研究者番号：30432074
(H19～H21)

東 三鈴 (Misuzu Azuma)
千葉経済大学・経済学部経済学科・准教授
研究者番号：20401713
(H18)

(2) 研究分担者

福井 秀夫 (Hideo Fukui)
政策研究大学院大学・政策研究科・教授
研究者番号：60251633

久米 良昭 (Yoshiaki Kume)
政策研究大学院大学・政策研究科・教授
研究者番号：60316643

中野 英夫 (Hideo Nakano)
専修大学・経済学部・教授
研究者番号：60255586

安念 潤司 (Junji Annen)
中央大学・法務研究科・教授
研究者番号：00125981